

専第9号

損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年11月2日

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり損害賠償の額を定める。

金 8,250円

相手方		事由
名称	住所	
指宿市	指宿市十町2424番地	指宿市岩本の市道における事故（物品損傷）